

有害作業に従事する学生の健康管理に関する規程

制 定 平成26年11月12日
法人和歌山大学規程 第1560号
最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山大学の学生が、実験研究若しくは実験研究補助（以下「実験研究等」という。）のために、有害作業に従事する際の健康障害予防及び健康管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において有害作業とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第517号）及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）に規定する有害作業のほか、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）に規定する電離放射線、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）に規定する有機溶剤及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に規定する化学物質を取扱う作業をいう。

(教育訓練)

第3条 有害作業に従事する学生（以下「当該学生」という。）は、指導教員又は法令により選任された作業主任者（以下「作業主任者等」という。）が行う教育訓練を受け、その取扱いに必要な知識を得た後に、実験研究等にあたらなければならない。

(健康障害予防)

第4条 当該学生は、作業主任者等から作業の決定及び指揮を受け、健康障害予防に努めなければならない。

2 当該学生は、大学が行う定期又は不定期の健康診断を受診しなければならない。

3 部局長は、当該学生に対して健康診断の受診を勧めなければならない。

(健康診断)

第5条 当該学生に対する健康診断は有害作業に従事する教職員の健康診断に準じて実施する。

(事務)

第6条 当該学生の健康管理及び関係する事務はキャンパスライフ・健康支援センターで行う。

(実施細則)

第7条 他の規程に定めのある場合を除き、当該学生の健康管理については、この規程によるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2578号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。